

平成22年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、平成22年度から保険料率が変わります。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成21年度と同じ割合で継続されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、7月中旬頃に通知する予定です。

▼保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を送付しています。

今回の保険料率改定では、**医療費の増加等の要因により、納めていただく保険料も引き上げされることになりました。**算定の経緯については、広域連合のホームページ(<http://www.akita-kouiki.jp/> 左欄「保険料について」)で紹介していますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

後期高齢者医療
保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額(所得×所得割率)

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です
所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

● 保険料率が変わります

平成21年度まで		平成22年度から		増減
均等割額	38,426円/年	均等割額	38,925円/年	499円増
所得割率	7.12%/年	所得割率	7.18%/年	0.06%増

● 均等割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	軽減後の均等割額 H21年度まで	軽減後の均等割額 H22年度から	増減
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,700円	5,800円	100円増
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,800円	3,800円	0円
基礎控除額(330,000円) + 245,000円 × 被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)	5割	19,200円	19,400円	200円増
基礎控除額(330,000円) + 350,000円 × 被保険者の数	2割	30,700円	31,100円	400円増
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,800円	0円

● 所得割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

問い合わせ

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018(853)7155
総務課 ☎018(838)0610
美郷町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

「温泉施設利用券」及び「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

高齢者の健康増進のため、「温泉施設利用券」及び「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します。巡回交付日程等は次のとおりですが、それ以外の日でも役場福祉保健課で申請していただければ交付します。

下記巡回交付日には、それぞれの会場でしか発行できませんのでご注意ください。

なお、やむを得ない場合は、六郷・仙南出張所でも申請できますが、後日、**ご自宅へ券を送付**することになりますのでお手元へ届くまでお時間がかかります。

巡回交付日程●

会場	巡回交付日	時間	持ち物
みさと福祉センター (旧千畑福祉センター)	4月5日(月)	午前9時30分～午後3時	印鑑 ※印鑑をお忘れの場合は、交付できませんので、必ずご持参ください。 ※代理申請・受領の場合は、ご本人と受領者の印鑑が必要となります。
	4月6日(火)	午前9時30分～正午	
美郷町公民館 (旧仙南公民館)	4月7日(水)	午前9時30分～午後3時	
	4月8日(木)	午前9時30分～正午	
美郷町保健センター (旧六郷保健センター)	4月9日(金)	午前9時30分～午後3時	
	4月12日(月)	午前9時30分～正午	

交付内容●

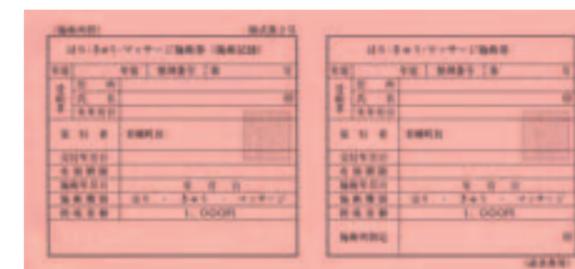
名称	内容	対象者
温泉施設利用券	200円割引券を24枚交付します。 町内温泉施設3ヵ所で利用できます。	町内に住所を有する 満65歳以上の方
はり・きゅう マッサージ施術券	1,000円割引券を12枚交付します。	

◎昭和20年、21年生まれの方は誕生月の初日から申請できます。
(例) 昭和20年8月16日生まれの方 → 8月1日から申請・利用できます。

◎平成21年度中に発行した券は、4月1日から使用できませんのでご注意ください。

▼「水色の温泉施設利用券」は、
4月1日から使用できません。

▼「桃色のはり・きゅう・マッサージ施術券」は、
4月1日から使用できません。



問い合わせ

福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907